

令和6年度 自主防災組織育成助成事業および 自主防災組織強化事業について

1. 自主防災組織育成助成事業

本事業は、自主防災組織が防災や減災対策に使用する資機材購入等の費用を助成するものです。

●防災資機材助成事業の分類及び対象品（補助率／8割 上限4万円）

| 分 類 | 具 体 例 |
|---------------|---|
| 生活用品 (消耗品) | 救急セット、防塵マスク、備蓄用非常食・飲料水、ウェットシート、紙おむつ、生理用品、防水シート、長靴、合羽、軍手、ローソク、ハンディライト、乾電池、カイロ、毛布、懐中電灯、手指消毒剤 |
| 救出・救助用品 | 救助用工具（バール、ハンマー、つるはし、おの、スコップ等）、担架、ヘッドライト、油圧式ジャッキ、救助用ロープ、土のう袋、AED、ヘルメット、チェーンソー、水中ポンプ、車椅子、リヤカー、はしご、自主防災組織用の消火器 |
| 避難所運営用品 | 簡易トイレ、段ボールベッド、投光器、トランシーバー、メガホン、扇風機、石油ストーブ、コードリール、カセットコンロ、ラジオ・テレビ（災害時情報収集用）、移動式かまど、大なべ、ランタン、ガソリン携行缶、腕章 |
| 倉庫、保管庫 | 防災用品格納用の倉庫・保管庫 |
| その他の資材 | 土のう用砂、防災倉庫の修繕及び土のう用砂置場設置（修繕含む）に係る経費のうち材料代（人件費除く） |

【助成対象外とするもの】

冷蔵庫、電子レンジ、トースター、ポット、炊飯器、パソコン、エアコン、プロジェクター、放送機器、電子調理器（IH）など一般家庭又は自治公民館用の備品と区別が困難な一般家電製品。手すり設置や段差解消など施設の改修に係る経費。

●防災訓練事業の分類及び対象品（補助率／6割 上限4万円）

| 分 類 | 種 類 | 具 体 例 |
|-------|------|--|
| 炊出し訓練 | 材料費 | 米、おにぎり・汁用具材（容器やはし等の消耗品は対象外）、試食用の非常食（アルファ化米や乾パンなど） ※あくまでも非常用の食事のみを想定 |
| 防災学習会 | 消耗品費 | 文房具等 |
| | 講師謝金 | 講師への謝礼金（専門的な知識を有する講師を必要とする場合） |

注）上記の助成については千円未満の端数は切捨てて助成いたします。

2. 自主防災組織強化事業

令和6年度新規事業

本事業は、自主防災組織が防災活動において活用する非常用電源の購入に要する費用に対しを助成するものです。

●対象品及び助成対象規格（補助率／8割 上限15万円）

| 分類 | 助成対象規格 |
|-----|---|
| 発電機 | <p>可搬型で定格出力が <u>0.7kVA以上</u> のもの</p> <p>【参考物品】</p>  <p>※カセットボンベ式</p> |
| 蓄電池 | <p>可搬型で定格出力が <u>500W以上</u> のもの</p> <p>【参考物品】</p>  |

注) 上記の助成については千円未満の端数は切捨てにて助成いたします。

留意事項

- (1) 本事業は、令和6年度から令和8年度の3年間に限り実施する事業です。
- (2) 本事業と自主防災組織育成事業の併用は可能です。
- (3) 1申請につき複数台の購入も助成対象となります。

助成事業の手続きの流れ

①交付申請 【自治会から市へ】

必要な書類

- ・交付申請書
- ・収支予算書または事業計画書（購入物品等の明細）
- ・購入予定資機材等の見積書の写し
- ・購入予定資機材のパンフレットやカタログ等

※1回のみの申請とさせていただきます。



②交付決定 【市から自治会へ】

- ・交付決定通知書の通知



③資機材の購入 【自治会】

※必ず市からの交付決定通知があつてから購入手続きを進めてください。

- ・資機材の購入と支払い



④事業完了報告 【自治会から市へ】

必要な書類

- (1) 実績報告書
- (2) 補助金請求書
- (3) 支出の内容及び金額を証明できるもの（領収書等の写し）
- (4) 自主防災組織等からの支出が分かる書類（通帳等の写し）
- (5) 購入資機材の数量と保管場所が分かる写真

※事業完了報告については、完了日から起算して30日以内又は当該事業年度に属する3月31日のいずれか早い日までに提出ください。



⑤補助金の交付 【市から自治会へ】 ご指定の口座へ振り込みます。

【お問い合わせ先】 生活環境部 くらしの安全課 防災係(☎ 82-0250)